

議員提出議案第3号

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年11月27日提出

湯河原町議会議長 村瀬 公 大 様

提出者	湯河原町議会議員	松	井	一	寿
賛成者	同	土	屋	誠	一
	同	貴	田	太	史
	同	松	野	洋	一
	同	石	井		温
	同	室	伏	寿	美夫
	同	山	本	俊	明

(提案理由)

人事院勧告に基づき国家公務員の期末勤勉手当の支給割合が改正されることに伴い、町職員の同支給割合を改正することを踏まえ、町議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年湯河原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

○湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(期末手当の額及び支給方法) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき議員報酬の月額並びにこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) (略) (4) (略) 3 (略)</p>	<p>(期末手当の額及び支給方法) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき議員報酬の月額並びにこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) (略) (4) (略) 3 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行する。(略)</p>	

○湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき議員報酬の月額並びにこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき議員報酬の月額並びにこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</p>	